

令和4年度 ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ・
ドラレコ一体型導入助成について

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。
2. 助成対象 以下の期間に、千葉県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車に、新たに助成対象装置（中古品・レンタル品を除く）を装着したものとす。
期間：令和4年2月1日～令和5年1月末日
3. 助成対象装置
 - ・ドライブレコーダー車載器（別紙記載のもの）
 - ・デジタルタコグラフ・ドラレコ一体型車載器（別紙記載のもの）
4. 申請受付期間 令和4年6月1日～令和5年2月3日午後5時必着
※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
5. 申請方法 以下の書類一式を提出すること。
(全てA4サイズで作成)
 - (1)令和4年度ドライブレコーダー、デジタルタコグラフ・ドラレコ一体型導入助成実績報告書
 - (2)装着車両一覧表
 - (3)装置装着証明書のコピー
 - (4)購入の場合 …装置単価・機種名の記載がある**請求書**のコピー
リース・割賦の場合…装置単価・機種名の記載がある**見積書**のコピー
 - (5)購入の場合 …領収書・インターネットバンクの振込結果等のコピー
リース・割賦の場合…リース契約書・割賦販売契約書等のコピー
〔登録番号等の記載あり：リース契約書・割賦販売契約書等〕
〔登録番号等の記載なし：リース契約書・割賦販売契約書等、借受証・物件受領証等〕
 - (6)装着車両の車検証のコピー（電子車検証の場合は別途指示する。）
6. 助成台数 「ドライブレコーダー」と「デジタルタコグラフ・ドラレコ一体型」を合算、当該年度上期の会費請求台数(被牽引車を除く)までとし、上限50台。
7. 助成金額

助成額について	装置取得価格	助成金額
車両1台につき対象装置ごとに取得価格に応じた金額を助成する。なお、 装置取得価格 には機器本体価格の他、部品や付属品等の費用を含み、 取付工賃や消費税は含まない。	20万円以上	50,000円
	10万円以上	30,000円
	10万円未満	15,000円
※取得価格が15,000円以下の場合対象外		
8. 助成金交付日

令和4年 6月～	7月受付 …	令和4年 9月末日交付
令和4年 8月～	10月受付 …	令和4年12月末日交付
令和4年11月～	12月受付 …	令和5年 2月末日交付
令和5年 1月～	2月受付 …	令和5年 3月末日交付
9. その他 手形による支払い、転貸リースによる導入は助成対象外とする。
但し、手形に関しては、年度内に決済が行われるものは助成対象とする。